

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月31日

一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jpbpf.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	『日本障がい者バドミントン連盟_ビジョン他』により、一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟（以下、連盟という）のビジョンと中長期目標、中長期戦略・目標を作成した。 今回は、理事会と事務局を中心として作成したが、今後は連盟役職員や会員から意見を募ることを検討していくとともに、ブラッシュアップしてホームページ上に公表する予定である。	日本障がい者バドミントン連盟_ビジョン他、 日本障がい者バドミントン連盟_中長期計画表
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	今回は、理事会と事務局を中心として作成した。 今後は連盟役職員や会員から広く意見を募ることを検討していくとともに、ブラッシュアップしてホームページ上に公表する予定である。	日本障がい者バドミントン連盟_中長期計画表
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	今回は、理事会と事務局を中心として作成した。 今後は連盟役職員や会員から広く意見を募ることを検討していくとともに、ブラッシュアップしてホームページ上に公表する予定である。	日本障がい者バドミントン連盟_中長期計画表
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在、4名中3名が外部理事であり、外部理事の割合は75%である。 女性理事については0%となっている。 現在、外部理事及び女性理事の目標割合を設定していないが、2022年3月を目処に新たに理事構成についての目標割合を設定する規程を作成するとともに、2022年中に1名の女性理事を含む体制とし、2026年4月を目処に女性理事の目標割合（40%以上）を達成する計画である。	定款 役員一覧

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は評議員会を置いていないため、本審査項目は適用されない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	連盟のアスリート委員会規程は作成済みで、2021年度に活動を開始する予定となっている。 アスリート委員会の構成については、性別や競技種目のバランスに留意した構成とする予定であり、アスリート委員会の活動を活発化させるとともに、アスリート委員会の意見並びに会員の意見をどの様に反映していくかを、今後検討していく予定である。	アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款に理事構成を3名以上6名以内とすることを定款に記載しており、現状では理事の数は適正だと考えている。 今後も実効性を確保するために適正な規模の確保を目指しており、必要に応じて適正規模となるように考慮し、必要に応じて理事数の変更を検討する予定である。	定款 役員一覧
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在、連盟は役員就任時の年齢の制限は設けていない。 女性理事の割合目標を設定する際に、新たに就任時の年齢制限を含めて規程を策定する予定となっている。	定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	当連盟は2016年設立のため、在任期間が10年を超えた理事はいない。 尚、理事について再任回数の上限は設定されていないため、2022年3月を目処に在任期間が10年を超えて在任することがないように回数の上限を設ける予定となっている。	定款
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、連盟は役員候補者選考委員会を設置していない。 そのため、構成員に有識者を配置した上で、2022年度を目処に役員候補者選考委員会を設置する予定となっている。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	当連盟の倫理規程の第3条に、『本連盟関係者は、関係法令、本連盟定款、規約、関係規程を遵守し、バドミントンの健全な普及・発展に務めるとともに、それぞれの職務を遂行しなければならない』と規定している。 尚、当連盟関係者とは、定款第6条に規定する正社員、会員、賛助会員、同第23条に規定する役員、同45条に規定する委員会委員、同46条に規定する委員会委員、雇用関係にある職員（正社員、契約社員、アルバイト社員等）、ボランティアスタッフをいう（倫理規程第2条）。	倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款や倫理規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	定款、倫理規程、事務所掌規程、就業規則、入会及び退会規程など
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	定款、事務所掌規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	定款、倫理規程、事務所掌規程、就業規則、情報管理規程、コンプライアンス管理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款、謝金支給規程、旅費および業務手当等支給規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	定款、謝金支給規程、旅費および業務手当等支給規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款、経理規程、貸与用具管理規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	定款、経理規程、貸与用具管理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	入会及び退会規程、強化指定選手肖像等の商業的活動への使用に関する規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	入会及び退会規程、強化指定選手肖像等の商業的活動への使用に関する規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化指定選手選考規程と次世代アスリート育成強化指定選手選考規程により、強化委員会で選定され、理事化に承認を受けている。	強化指定選手選考規程、次世代アスリート育成強化指定選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	連盟に所属している審判員はおらず、審判員の選考に関しては、当連盟に権限・裁量はない。	競技審判規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	現在、連盟は法律事務所と顧問契約を締結しており、専門家に日常的に相談・問合せを行うことが出来る体制を確認している。	法律顧問契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス管理規程を作成し、事務局長が実施統括責任者に指名されている。 コンプライアンス委員会は設置されていないので、設置に向けて2021年度中にコンプライアンス委員会の規程を作成し、有識者を含めた体制とするコンプライアンス委員会を立ち上げる予定となっている。	コンプライアンス管理規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会は設置されていないので、設置に向けて2021年度中にコンプライアンス委員会の規程を作成し、有識者を含めた体制とするコンプライアンス委員会を立ち上げる予定となっている。	コンプライアンス管理規程
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手や次世代アスリート育成強化指定選手に対して毎年コンプライアンス教育を実施しており、NF役職員も参加しているが、義務化されていない。 そのため、2021年度中に役職員についても参加を義務化する予定である。	義務研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手や次世代アスリート育成強化指定選手に対して毎年義務教育を実施していて、その研修に指導者も参加しているが義務化していないので、指導者についても2021年度中に参加を義務化する予定である。	義務研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当連盟には審判は所属していないため、本審査項目は該当しない。 東京都バドミントン協会など、他団体の協力を受けている。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	現在、連盟は法律事務所と顧問契約を締結し、社会保険労務士や税理士と業務委託契約を締結し、日常的に相談できる体制を構築している。 専門家のサポートが必要となった場合は、迅速に対応していく予定である。	法律顧問契約書、業務委託契約書、顧問契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	会計処理については、定款、経理規程などを遵守して、正しく処理している。	定款、経理規程、監査報 告書
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	【JPC事務手引き】令和2年度競技力向上事業JPC事務手引きver.01.pdf、【JSC手引き】令和2年度_会 計処理の手引き.pdf、【JSC手引き】令和2年度_競技力向上事業助成金募集の手引.pdfなどを遵守して 会計処理を行っている。	【JPC事務手引き】令和 2年度競技力向上事業 JPC事務手引きver.01、 【JSC手引き】令和2年 度_会計処理の手引き、 【JSC手引き】令和2年 度_競技力向上事業助成 金募集の手引
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	連盟の財務情報をホームページ（以下、HPという）上で公開している。 <a href="https://jpbj.jp/about-jpbj/#kessan">https://jpbj.jp/about-jpbj/#kessan</a> また、東京都江戸川区西葛西の連盟事務局内に財務情報をファイルし、閲覧可能な状態で保管してい る。	令和元年度決算報告書な ど
29	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選 考に関する情報を開示するこ と	強化指定選手選考規程を、HP上に開示している。 <a href="https://jpbj.jp/2019/11/10/2020%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e5%bc%b7%e5%8c%96%e6%8c%87%e5%ae%9a%e9%81%b8%e6%89%8b%e9%81%b8%e8%80%83%e8%a6%8f%e7%a8%8b/">https://jpbj.jp/2019/11/10/2020%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e5%bc%b7%e5%8c%96%e6%8c%87%e5%ae%9a%e9%81%b8%e6%89%8b%e9%81%b8%e8%80%83%e8%a6%8f%e7%a8%8b/</a>	強化指定選手選考規程
30	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状 況に関する情報等を開示する こと	連盟のガバナンスコードの遵守状況を、2021年3月にHPに掲載した。	ガバナンスコード遵守状 況

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程 第4条(5)に、職務やその地位を利用して自己益を図ること斡旋・強要を行う行為をおこなってはならないと定めているが、利益相反に関するポリシーや利益相反取引を実施する場合の手続きを定めた規程はない。したがって、利益相反に関する規程を、2021年度中に作成する予定となっている。	倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2021年度中に利益相反規程を作成する予定となっている。	倫理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	コンプライアンス相談窓口を設置しているが、周知が十分ではないので、今後周知していく。コンプライアンス管理規程を設け、内部通報者のプライバシー保護を明記しており、通報された場合に通報者への不利益が生じない様に運用していく。現在は事務局が窓口となっているが、2021年度中に有識者を含めた体制とする予定となっている。	コンプライアンス(法令遵守)管理規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	2021年度中に有識者を含めた体制にすることで、通報制度の運用を有識者を中心として運用していく予定となっている。	コンプライアンス(法令遵守)管理規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規程 第8条に、違反行為に対する処分について、詳細を規定している。処分に際して、当事者の弁明の機会を設けており、倫理委員会が理由を記載した文書により認定される。被処分者に対する処分結果を通知する文書の記載事項については、今後さらに検討していく。	倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者の構成については、今後、中立性・専門性を有する構成としていく。	倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	倫理規程や強化指定選手・次世代アスリート育成強化指定選手の選考について、処分や選考に関して公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申立てが出来るよう、自動応諾条項を定めている。	倫理規程、2021年度強化指定選手選考規程、2021年度次世代アスリート育成強化指定選手選考規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分通知に、スポーツ仲裁機構に不服申立をすることが出来る旨を記載し、処分対象者にスポーツ仲裁が利用できることを通知する運用としていく予定である。	処分通知の雛形
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルや不祥事発生時の体制については整備されていないので、今後作成していく。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合	当連盟では過去4年以内の不祥事は発生していないため、本審査項目は適用されない。 今後不祥事が発生した際に、必要があると認めた場合は、外部有識者を中心とした調査委員会を立ち上げ、対応する予定となっている。	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当連盟では過去4年以内の不祥事は発生していないため、本審査項目は適用されない。 今後不祥事が発生した際に、必要があると認めた場合は、外部有識者を中心とした調査委員会を立ち上げ、対応する予定となっている。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当連盟には地方組織は存在しないため、本審査項目は適用されない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当連盟には地方組織は存在しないため、本審査項目は適用されない。	